

座長：絹川 常郎 (JCHO中京病院 院長)

医療を未来へつなぐために、医師の働き方改革 － No Change, No Future －

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課 医療労働企画官／
医政局 医療経営支援課 医療勤務環境改善推進室長
安里 賀奈子

1 働き方改革の背景

超少子超高齢社会は人口減少社会。縦割りから連携へ転換し、多様な働き方を前提に協働する社会へ変わらなければ、地域が保てない時代になる。

2 医師の働き方改革:5年後のX-DAYに向けて

残業時間規制が2019年4月から開始。「医師の働き方改革に関する検討会」は昨年度末に、休日労働込みの年の時間外労働について、診療従事医師一般には960時間（一般則と同水準）、地域医療提供体制確保のためにやむを得ない場合の暫定特例水準として1860時間（2036年度までの解消が目標。医療機関特定）、一定期間集中的に研鑽を積みたい研修医等や高度な技能の習得を目指す医師には1860時間（医療機関特定）とする等の報告書を取りまとめた。今後制度化に向けて更なる議論を行うが、いきいきと働ける環境へ医療界全体がシフトすることが未来に医療を繋げるために必要。

単に労働時間を削減するだけでなく、働きがいのある環境を整える取組（医療環境マネジメントシステムの導入：当事者が関わりながら継続的に勤務環境改善のPDCAを回していくこと）が重要。

3 リーダーシップの発揮を／笑顔に繋がる場へ

医師の長時間労働是正には、医療機関内マネジメント改革と、地域における、医療提供体制の見直し・偏在対策の実施等が必要。病院長は自院の立ち位置を確認し双方に取り組むリーダーシップが必要。同時に各現場でタスク・シフト／シェア等働き方改革をリードし体現する者が必要。すべての医師が、今、ここから、改革を始めることが大切。

行政も、都道府県医療勤務環境改善支援センターを通じ、タスクシフティング等勤務環境改善を行う場合の経費の補助や医師等勤務時間短縮計画を策定した場合の税制優遇措置など様々な支援を実施。